

健康サポート薬局届出チェックリスト

届出書添付書類	通知該当頁	施行通知	参考情報	チェックリスト
1. 当該薬局の業務実態を踏まえて、以下の事項に関することを記載した省令手順書			●体制省令第1条第2項第3号 医薬品の安全使用並びに調剤された薬剤及び医薬品の情報提供のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施	<input type="checkbox"/> (このcheckは下記 i ~ x iii が確認出来て初めて、レをつける)
i. 患者がかかりつけ薬剤師を選択できることとし、かかりつけ薬剤師が薬剤に関する情報提供・指導等を一元的・継続的に行うこと。	p4-5:(1)①	ア(ア)患者が、自身に対して法第9条の3による調剤された薬剤に関する情報提供及び薬学的知見に基づく指導(以下「薬剤に関する情報提供及び指導」という。)等を一元的かつ継続的に行うかかりつけ薬剤師を選択できることとし、その患者に対しては当該薬剤師が薬剤に関する情報提供及び指導等を一元的かつ継続的に行うこと。	●日薬Q&A 問 13. かかりつけ薬局の基本的機能として、「かかりつけ薬剤師を適切に選択することができるような業務運営体制を整備していること」とあるが、この「選択」の意味は、該当薬剤師が複数従事していることを指しているのか。薬剤師が1人の薬局の場合は、基準を満たせないことになるのか。 (答)健康サポート薬局は「研修を修了した薬剤師が常駐していること」が必要ですが、「かかりつけ薬剤師選択のための業務運営体制」に係る基準は、必ずしも薬剤師が複数従事していることを求めているわけではありません。	<input type="checkbox"/> 手順書記載事項 ○患者がかかりつけ薬剤師を選択できること ○かかりつけ薬剤師が薬剤に関する情報提供及び指導等を一元的・継続的に行うこと 【チェックポイント】 施行通知(p4-5:(1)①ア(ア))の記載があれば可。
ii. 患者がかかりつけ薬剤師を選択した際、その旨及び選択した薬剤師が分かるよう薬剤服用歴に記録しておくこと。	p4-5:(1)①	ア(イ)患者がかかりつけ薬剤師を選択した際には、その旨及び患者が選択した薬剤師が分かるよう薬剤服用歴に記録しておくこと。		<input type="checkbox"/> 手順書記載事項 ○患者がかかりつけ薬剤師を選択した際、その旨及び選択した薬剤師が分かるよう薬剤服用歴に記録しておくこと 【チェックポイント】 施行通知(p4-5:(1)①ア(イ))の記載があれば可。
iii. 患者が現在受診している医療機関を全て把握するよう取り組むこと。	p5:(1)②	ア(ア)患者が現在受診している医療機関を全て把握するよう取り組むこと。		<input type="checkbox"/> 手順書記載事項 ○患者が現在受診している医療機関を全て把握するよう取り組むこと 【チェックポイント】 施行通知(p5:(1)②ア(ア))の記載があれば可。
iv. 患者に使用された医薬品・服用している医薬品の一元的・継続的な把握に取り組むこと。	p5:(1)②	ア(イ)当該患者に使用された医薬品及び服用している医薬品(要指導医薬品等を含む。)を一元的かつ継続的に把握するよう取り組むこと。		<input type="checkbox"/> 手順書記載事項 ○患者に使用された医薬品・服用している医薬品の一元的・継続的な把握に取り組むこと 【チェックポイント】 施行通知(p5:(1)②ア(イ))の記載があれば可。
v. 患者に対し残薬確認、残薬解消、残薬発生の原因聴取とその対処に取り組むこと。	p5-6:(1)③	ア(ア)患者又はその家族等から残薬の状況を確認するよう取り組むこと。残薬が確認された場合には、当該残薬の使用期限等を確認した上で、新たに調剤する当該医薬品の量を減量する等、残薬を解消するよう取り組むこと。その際には、残薬が生じる原因を聴取し、患者への服薬指導や医師へ疑義照会の上、薬剤の変更を行う等の対処を行うよう取り組むこと。 イ 残薬確認の取組としては、例えば、以下のような取組が推奨されること。 患者に対し、患者の残薬を解消するために、患者が残薬を入れ薬剤師が確認する袋を配布し、残薬を確認すること。		<input type="checkbox"/> 手順書記載事項 ○患者に対し残薬確認、残薬解消、残薬発生の原因聴取とその対処に取り組むこと 【チェックポイント】 施行通知(p5-6:(1)③ア(ア))の記載があれば可。
vi. 毎回、患者に服薬状況や体調変化を確認し、新たな情報や薬剤服用歴の記録を参照した上で、必要に応じて確認・指導内容を見直し、患者の理解度等に応じて薬剤に関する情報提供・指導等を実施するよう取り組むこと。	p5-6:(1)③	ア(イ)毎回、患者に服薬状況、服薬期間中の体調の変化(特に重大な副作用が発現するおそれがある医薬品については、当該副作用に係る自覚症状の有無及び当該症状の状況)を確認し、新たに収集した情報を踏まえ、その都度過去の薬剤服用歴の記録を参照した上で、必要に応じて確認・指導内容を見直し、患者の理解度等に応じて薬剤に関する情報提供及び指導を実施するよう取り組むこと。 なお、副作用に係る自覚症状の有無の確認に当たっては「重篤副作用疾患別対応マニュアル」(厚生労働省)等を、重大な副作用が発現するおそれがある医薬品の指導に当たっては、「薬局におけるハイリスク薬の薬学的管理指導に関する業務ガイドライン」(日本薬剤師会)等を参考とするとともに、必要に応じて患者向医薬品ガイド等を活用すること。 ウ より積極的な副作用等のフォローアップの取組としては、例えば、以下のような取組が推奨されること。 (ア)定期的に患者の副作用の発現状況の確認等を行うため、処方内容を分割して調剤すること。 (イ)調剤された薬剤の服薬期間中に患者に電話をする等により、患者の服薬状況や体調変化等を確認すること。		<input type="checkbox"/> 手順書記載事項 ○毎回、患者に服薬状況や体調変化を確認し、新たな情報や薬剤服用歴の記録を参照した上で、必要に応じて確認・指導内容を見直し、患者の理解度等に応じて薬剤に関する情報提供・指導等を実施するよう取り組むこと 【チェックポイント】 施行通知(p5-6:(1)③ア(イ))一段落目の記載があれば可。

健康サポート薬局届出チェックリスト

届出書添付書類	通知該当頁	施行通知	参考情報	チェックリスト
vii. 患者に対し、お薬手帳の意義及び役割等を説明するとともに活用を促すこと。	p6-7:(1)④	<p>ア(ア)お薬手帳の意義及び役割等を患者に説明するとともに、その活用を促すこと。</p> <p>イ お薬手帳の意義及び役割等については、「お薬手帳(電子版)の運用上の留意事項について」(平成27年11月27日付け薬生総発1127第4号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知)を参照すること。</p> <p>ウ お薬手帳の意義、役割及び利用方法の説明又は指導に当たっては、資料を用いて十分に説明すること。</p>	<p>●お薬手帳(電子版)の運用上の留意事項について</p> <p>第一 お薬手帳の意義及び役割 お薬手帳は、利用者本人のものであり、次の意義及び役割があること。</p> <p>1 利用者自身が、自分の服用している医薬品について把握するとともに正しく理解し、服用した時に気付いた副作用や薬の効果等の体の変化や服用したかどうか等を記録することで、医薬品に対する意識を高めること。</p> <p>2 複数の医療機関を受診する際及び薬局にて調剤を行う際に、利用者がそれぞれの医療機関の医師及び薬局の薬剤師等にお薬手帳を提示することにより、相互作用や重複投与を 방지、医薬品のより安全で有効な薬物療法につなげること。</p> <p>●「健康サポート薬局のあり方について」p3-4 お薬手帳については、患者が服用中の医薬品に関する理解を深めることができる、患者が服用後の状態などを記入することでコミュニケーションのツールとして副作用等の把握等に活用できる、他の医療機関等が服用中の医薬品を把握できるといった意義があるため、その活用を促すこと※。また、お薬手帳を複数持つと、これらの意義を果たすことができなくなるため、患者の意向を確認した上で、お薬手帳の一冊化、集約化に努める必要があること。 ※利用者が自身が服用している全ての医薬品を適切に把握し、薬局以外の医療従事者がその服用状況が把握できるよう一般用医薬品等の服用状況に関するお薬手帳への記載を指導することが含まれる。</p>	<p><input type="checkbox"/> 手順書記載事項 ○患者に対し、お薬手帳の意義及び役割等を説明するとともに活用を促すこと</p> <p>【チェックポイント】 施行通知(p6-7:(1)④ア(ア))の記載があれば可。 お薬手帳の意義及び役割の内容については、患者への説明資料(Ⅲ参照)により確認する。</p>
viii. お薬手帳利用者に、適切な利用方法を指導すること(医療機関・薬局への提示、体調の変化等の記録、自身で購入した薬の記入等)。	p6-7:(1)④	<p>ア(イ)お薬手帳の利用者に対して、医療機関や薬局を利用する際にお薬手帳を提示すること、医薬品を服用した時に気付いた自身の体の変化等を記録すること、自身で購入した医薬品についても記入することなど、適切な利用方法を指導すること。</p> <p>イ お薬手帳の意義及び役割等については、「お薬手帳(電子版)の運用上の留意事項について」(平成27年11月27日付け薬生総発1127第4号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知)を参照すること。</p> <p>ウ お薬手帳の意義、役割及び利用方法の説明又は指導に当たっては、資料を用いて十分に説明すること。</p>		<p><input type="checkbox"/> 手順書記載事項 ○お薬手帳利用者に、適切な利用方法(医療機関・薬局への提示、体調の変化等の記録、自身で購入した薬の記入等)を指導すること</p> <p>【チェックポイント】 施行通知(p6-7:(1)④ア(イ))の記載があれば可。 お薬手帳の利用方法については、患者への説明資料(Ⅲ参照)により確認する。</p>
か か り つ ix. お薬手帳の複数冊所持者に対し、お薬手帳の集約に努めること。	p6-7:(1)④	<p>ア(ウ)一人のお薬手帳利用者が複数のお薬手帳を所持している場合には、利用者に合わせて、利用者の意向を確認した上で、当該お薬手帳の集約に努めること。</p> <p>イ お薬手帳の意義及び役割等については、「お薬手帳(電子版)の運用上の留意事項について」(平成27年11月27日付け薬生総発1127第4号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知)を参照すること。</p> <p>ウ お薬手帳の意義、役割及び利用方法の説明又は指導に当たっては、資料を用いて十分に説明すること。</p>		<p><input type="checkbox"/> 手順書記載事項 ○お薬手帳の複数冊所持者に対し、お薬手帳の集約に努めること</p> <p>【チェックポイント】 施行通知(p6-7:(1)④ア(ウ))の記載があれば可。 お薬手帳の利用方法については、患者への説明資料(Ⅲ参照)により確認する。</p>

健康サポート薬局届出チェックリスト

届出書添付書類	通知該当頁	施行通知	参考情報	チェックリスト
<p>け 薬局の基本的機能</p> <p>x . 薬剤師の基本的な役割の周知やかかりつけ薬剤師・薬局の意義、役割等の説明を行い、かかりつけ薬剤師・薬局を持つよう促すこと。</p>	<p>p7-8:(1)⑤</p>	<p>ア(ア)初回来客時等に、薬剤師が調剤及び医薬品供給等を行う際の薬剤服用歴の管理、疑義照会、服薬指導、残薬管理その他の基本的な役割を周知することに加えて、かかりつけ薬剤師・薬局の意義、役割及び適切な選び方を説明した上で、患者がかかりつけ薬剤師・薬局を持つよう促すこと。</p> <p>イ かかりつけ薬剤師・薬局の意義及び役割については、以下が挙げられること。 (ア)患者の薬剤服用歴や現在服用中の全ての薬剤に関する情報等を一元的かつ継続的に把握し、次のような処方内容のチェックを受けられる。 ・複数診療科を受診した場合でも、多剤・重複投薬等や相互作用が防止される。 ・薬の副作用や期待される効果の継続的な確認を受けられる。 (イ)在宅で療養する場合も、行き届いた薬学的管理及び指導が受けられる。 (ウ)過去の服薬情報等が分かる薬剤師が相談に乗ってくれる。また、薬について不安なことがあれば、いつでも電話等で相談できる。 (エ)丁寧な説明により、薬への理解が深まり、飲み忘れ、飲み残しが防止される。これにより、残薬が解消される。 ウ かかりつけ薬剤師・薬局の意義及び役割等の説明に当たっては、適切な資料を用いること。 エ かかりつけ薬剤師・薬局の意義及び役割を踏まえて、患者がかかりつけ薬剤師を持っている場合には、次回、処方箋を交付された際等にも、かかりつけ薬剤師のいる薬局を利用してもらえよう伝えること。 オ 自局以外をかかりつけ薬局としている患者に薬剤を交付することになった場合には、患者の意向を確認した上で、薬局間での情報共有、お薬手帳への記入、自局で提供した薬剤情報提供文書のかかりつけ薬剤師・薬局への提示を指導することなどを通じ、かかりつけ薬剤師・薬局による服薬情報の一元的かつ継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導の実施に、適切に協力することが望ましいこと。</p>		<p><input type="checkbox"/> 手順書記載事項 ○初回来客時等に、薬剤師が調剤及び医薬品供給等を行う際の薬剤服用歴の管理、疑義紹介、服薬指導、残薬管理その他の基本的な役割を周知することに加えて、かかりつけ薬剤師・薬局の意義、役割及び適切な選び方を説明した上で、患者がかかりつけ薬剤師・薬局を持つよう促すこと</p> <p>【チェックポイント】 施行通知(p7-8:(1)⑤ア(ア))の記載があれば可。 かかりつけ薬剤師・薬局の意義、役割については、患者への説明資料(IV参照)により確認する。</p>
<p>x i . 開店時間外の電話相談等にも対応すること。かかりつけ薬剤師を持つ患者からの電話相談等に対しては当該薬剤師が対応すること。</p>	<p>p8:(1)⑥</p>	<p>ア(ア)開店時間外であっても患者からの電話相談等に対応すること。かかりつけ薬剤師を選択した患者からの電話相談等に対しては当該かかりつけ薬剤師(かかりつけ薬剤師が対応できない時間帯がある場合には当該かかりつけ薬剤師と適切に情報共有している薬剤師を含む。)が対応すること。これらの対応には、開店時間外に必要な応じ、調剤を行うことも含むこと。</p>		<p><input type="checkbox"/> 手順書記載事項 ○開店時間外の電話相談等にも対応する。 ○かかりつけ薬剤師を持つ患者からの電話相談等に対しては当該薬剤師が対応すること</p> <p>【チェックポイント】 施行通知(p8:(1)⑥ア(ア))の記載があれば可。 開店時間外の相談体制については、患者への説明資料(V参照)により確認する。</p>
<p>x ii . 医療機関に対して、患者の情報に基づいて疑義照会を行い、必要に応じ、副作用等の情報提供、処方提案に適切に取り組むこと。</p>	<p>p8-9:(1)⑧</p>	<p>ア(ア)医療機関に対して、患者の情報に基づいて疑義照会を行い、必要に応じ、副作用その他の服薬情報の情報提供及びそれに基づく処方の提案に適切に取り組むこと。</p> <p>イ 副作用その他の服薬情報の情報提供とは、患者が薬剤の用法及び用量に従って服薬しているか否かに関する状況のほか服薬期間中の体調の変化等の患者の訴えに関する情報を医療機関へ提供することをいうこと。患者に自覚症状がある場合には、当該自覚症状が薬剤の副作用によるものか否かに関する分析結果も含めて情報提供すること。なお、患者の自覚症状の分析に当たっては、「重篤副作用疾患別対応マニュアル」(厚生労働省)等を参考とすることが望ましいこと。 ウ 医療機関に対して文書で情報提供する際の様式を作成すること。 エ 医薬品の安全性等の情報について、例えば、医薬品医療機器情報配信サービス(PMDAメディアナビ)を活用することにより、最新情報を入手するよう努めること。</p>		<p><input type="checkbox"/> 手順書記載事項 ○医療機関に対して、患者の情報に基づいて疑義照会を行い、必要に応じ、副作用その他の服薬情報の情報提供及びそれに基づく処方の提案に適切に取り組むこと</p> <p>【チェックポイント】 施行通知(p8-9:(1)⑧ア(ア))の記載があれば可。 医療機関への情報提供文書については、文書(VII参照)により確認する。</p>
<p>x iii . 上記の iii、iv、v、vi、x、xi、xii の実施に関して、薬剤服用歴に記載すること。</p>				<p><input type="checkbox"/> 手順書に、iii、iv、v、vi、x、xi、xii の実施に関して、薬剤服用歴に記載する旨の記載があること。</p>
<p>II . 当該薬局に従事する薬剤師の氏名、勤務日及び勤務時間を示した勤務表</p>	<p>p4-5:(1)①</p>	<p>イ 当該薬局に従事する薬剤師の氏名、勤務日及び勤務時間を示した勤務表を薬局内で提示する等、患者がかかりつけ薬剤師の勤務状況を容易に把握できる体制を整備していること。 ウ 届出添付書類として、アの省令手順書の記載及びイのかかりつけ薬剤師の勤務状況を把握できる勤務表の提示状況が確認できる書類を添付すること。</p>	<p>●「健康サポート薬局のあり方について」P3 患者がかかりつけ薬剤師を持つためには、かかりつけ薬剤師が対応する仕組みが構築されているとともに、勤務表の提示などによりかかりつけ薬剤師がいつ薬局にいるか分かるなどの薬局の業務運営体制が整備されていること。</p>	<p><input type="checkbox"/> 提示用の勤務表の作成 ○薬剤師の氏名 ○勤務日 ○勤務時間 <input type="checkbox"/> 勤務表の提示状況が確認できる書類</p> <p>【チェックポイント】 施行通知(p4-5:(1)①イ)の内容が確認できれば可。 勤務表の提示状況が確認できる書類は、窓口で提示又は薬局内に掲示等していることが確認できる書類とし、HPのみは不可。 手順書の記載(I.i)と齟齬がないこと。</p>

健康サポート薬局届出チェックリスト

届出書添付書類	通知該当頁	施行通知	参考情報	チェックリスト
III. お薬手帳の意義、役割及び利用方法の説明又は指導のための適切な資料	p6-7:(1)④	<p>ア(イ)お薬手帳の利用者に対して、医療機関や薬局を利用する際にお薬手帳を提示すること、医薬品を服用した時に気付いた自身の体の変化等を記録すること、自身で購入した医薬品についても記入することなど、適切な利用方法を指導すること。</p> <p>イ お薬手帳の意義及び役割等については、「お薬手帳(電子版)の運用上の留意事項について」(平成27年11月27日付け薬生総発1127第4号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知)を参照すること。</p> <p>ウ お薬手帳の意義、役割及び利用方法の説明又は指導に当たっては、資料を用いて十分に説明すること。</p>	<p>●「お薬手帳(電子版)の運用上の留意事項について」</p> <p>第一 お薬手帳の意義及び役割 お薬手帳は、利用者本人のものであり、次の意義及び役割があること。</p> <p>1 利用者自身が、自分の服用している医薬品について把握するとともに正しく理解し、服用した時に気付いた副作用や薬の効果等の体の変化や服用したかどうか等を記録することで、医薬品に対する意識を高めること。</p> <p>2 複数の医療機関を受診する際及び薬局にて調剤を行う際に、利用者がそれぞれの医療機関の医師及び薬局の薬剤師等にお薬手帳を提示することにより、相互作用や重複投与を防ぎ、医薬品のより安全で有効な薬物療法につなげること。</p>	<p>□資料の作成</p> <p>○お薬手帳の意義</p> <p>○役割</p> <p>○利用方法</p> <p>【チェックポイント】 お薬手帳の意義及び役割等については「お薬手帳(電子版)の運用上の留意事項について」(平成27年11月27日通知)を、利用方法については施行通知(p6-7:(1)④ア(イ))の内容を参照して作成したものであること。 手順書の記載(I vii～ix)と齟齬がないこと。</p>
IV. かかりつけ薬剤師・薬局の意義及び役割等の説明のための適切な資料	P7-8:(1)⑤	<p>ア(ア)初回来局時等に、薬剤師が調剤及び医薬品供給等を行う際の薬剤服用歴の管理、疑義照会、服薬指導、残薬管理その他の基本的な役割を周知することに加えて、かかりつけ薬剤師・薬局の意義、役割及び適切な選び方を説明した上で、患者がかかりつけ薬剤師・薬局を持つよう促すこと。</p> <p>イ かかりつけ薬剤師・薬局の意義及び役割については、以下が挙げられること。</p> <p>(ア)患者の薬剤服用歴や現在服用中の全ての薬剤に関する情報等を一元的かつ継続的に把握し、次のような処方内容のチェックを受けられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数診療科を受診した場合でも、多剤・重複投薬等や相互作用が防止される。 ・薬の副作用や期待される効果の継続的な確認を受けられる。 <p>(イ)在宅で療養する場合も、行き届いた薬学的管理及び指導が受けられる。</p> <p>(ウ)過去の服薬情報等が分かる薬剤師が相談に乗ってくれる。また、薬について不安なことがあれば、いつでも電話等で相談できる。</p> <p>(エ)丁寧な説明により、薬への理解が深まり、飲み忘れ、飲み残しが防止される。これにより、残薬が解消される。</p> <p>ウ かかりつけ薬剤師・薬局の意義及び役割等の説明に当たっては、適切な資料を用いること。</p>	<p>●「健康サポート薬局のあり方について」P5</p> <p>かかりつけ薬剤師・薬局を持たない患者に対し、薬剤師が調剤や医薬品供給等を行う際の基本的な役割(薬歴管理、疑義照会、服薬指導、残薬管理等)の周知に加えて、かかりつけ薬剤師・薬局の意義・役割や適切な選び方を説明し、かかりつけ薬剤師・薬局を選ぶよう促していること。</p>	<p>□資料の作成</p> <p>○かかりつけ薬剤師・薬局の意義及び役割</p> <p>【チェックポイント】 施行通知(P7-8:(1)⑤イ)の内容が確認できれば可。 手順書の記載(I x)と齟齬がないこと。</p>
V. 当該薬局薬剤師に24時間直接相談できる連絡先電話番号等について、事前に患者等に対して説明し交付するための文書	p8:(1)⑥	<p>イ 患者に対しては、当該薬局の薬剤師に24時間直接相談できる連絡先電話番号等、緊急時の注意事項等(近隣の薬局との連携体制を構築している場合は、その薬局の所在地、名称、連絡先等電話番号等を含む。)について、事前に患者又はその家族等に対して説明の上、文書(これらの事項が薬袋に記載されている場合を含む。)により交付すること。</p>	<p>●「健康サポート薬局のあり方について」P5</p> <p>いつでも気軽に相談できるかかりつけ薬剤師であるためには、原則として、開局時間外であっても24時間、患者からの相談等に対応すること。また、かかりつけ薬剤師が対応できない時間帯がある場合には、かかりつけ薬剤師と適切に情報共有している薬剤師が対応すること。</p>	<p>□交付文書(薬袋記載でも可)の作成</p> <p>○24時間直接相談できる電話番号等</p> <p>○緊急時の注意事項等(近隣の薬局との連携体制を構築している場合は、その薬局の所在地、名称、連絡先等電話番号等を含む。)</p> <p>【チェックポイント】 施行通知(p8:(1)⑥イ)の内容が確認できれば可。 手順書の記載(I x i)と齟齬がないこと。</p>
VI. 直近1年間の薬剤服用歴の記録や薬学的管理指導計画書の写し等の在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績が確認できる書類	p8:(1)⑦	<p>ア 直近1年間に、在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績があること。</p> <p>イ 届出書添付書類として、アに係る、薬剤服用歴の記録や、薬学的管理指導計画書の写し等の在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績が確認できる書類を添付すること。</p>	<p>●「健康サポート薬局のあり方について」P5</p> <p>在宅での療養が必要になった患者への適切な薬物療法の提供に貢献するため、実際に患者に行き、薬歴管理、服薬指導、服薬支援、薬剤服用や薬剤保管の状況及び残薬の有無の確認等の薬学的管理及び指導に取り組むこと。</p>	<p>□在宅対応書類(直近1年間の実績がわかるもの)</p> <p>○在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績 例)薬剤服用歴、薬学的管理指導計画書の写し</p> <p>【チェックポイント】 少なくとも一人以上の在宅患者に対する実績が確認できること。</p>
VII. 医療機関に対して情報提供の際の文書様式	p8-9:(1)⑧	<p>イ 副作用その他の服薬情報の情報提供とは、患者が薬剤の用法及び用量に従って服薬しているか否かに関する状況のほか服薬期間中の体調の変化等の患者の訴えに関する情報を医療機関へ提供することをいうこと。患者に自覚症状がある場合には、当該自覚症状が薬剤の副作用によるものか否かに関する分析結果も含めて情報提供すること。なお、患者の自覚症状の分析に当たっては、「重篤副作用疾患別対応マニュアル」(厚生労働省)等を参考とすることが望ましいこと。</p> <p>ウ 医療機関に対して文書で情報提供の際の様式を作成すること。</p>	<p>●「健康サポート薬局のあり方について」P6</p> <p>患者の状態を継続的に把握し、患者から聞き取った情報等に基づいて、処方箋に疑義がある場合は、処方医に対して疑義照会を行い、必要に応じて副作用・服薬情報のフィードバック、それに基づく処方提案に適切に取り組むこと。</p>	<p>□医療機関への情報提供様式</p> <p>○副作用</p> <p>○患者が薬剤の用法及び用量に従って服薬しているか否かに関する状況</p> <p>○服薬期間中の体調の変化等の患者の訴えに関する情報</p> <p>【チェックポイント】 施行通知(p8-9:(1)⑧イ)の内容を実施する際の情報提供文書として、少なくとも上記の情報が記載されていること。 手順書の記載(I x ii)と齟齬がないこと。</p>

健康サポート薬局届出チェックリスト

届出書添付書類	通知該当頁	施行通知	参考情報	チェックリスト
I. 当該薬局の業務実態を踏まえて、以下の事項に関することを記載した健康サポート業務手順書		ア 健康サポートを実施する上での業務に係る手順を明確にすることとし、当該薬局の業務実態を踏まえて、健康サポートを実施する上での業務に係る手順書(以下、「健康サポート業務手順書」という)に次の事項に関することを記載すること。		<input type="checkbox"/> (このcheckは下記 i～vi が確認出来て初めて、レをつける) 【チェックポイント】 ①サポート手順書を分冊とする、又は②省令手順書に「健康サポート薬局に関する事項」と項目を設けて対応する、いずれでも可。①②いずれかを窓口で最初に確認し、②の場合は該当部分のみ提出を求めても良い。
i. 要指導医薬品等及び健康に関する相談に適切に対応した上で、そのやり取りを通じて、必要に応じ医療機関への受診勧奨を行うこと。	p9-10:(2)①	ア(ア) 要指導医薬品等の使用に関する相談及び健康の保持増進に関する相談に適切に対応した上で、そのやり取りを通じて、必要に応じ医療機関への受診勧奨を行うこと。	●「健康サポート薬局のあり方について」p7 一般用医薬品等に関する相談を含め、健康の維持・増進に関する相談を受けた場合には、かかりつけ医への受診勧奨やその他の多職種や関係機関(医療機関等)かかりつけ薬局として連携している機関のほか、健診や保健指導の実施機関、市町村保健センターその他の行政機関、介護保険法における介護予防・日常生活支援総合事業の実施者等)への紹介を行うこと。	<input type="checkbox"/> 手順書記載事項 ○要指導医薬品等及び健康に関する相談に適切に対応した上で、そのやり取りを通じて、必要に応じ医療機関への受診勧奨を行うこと 【チェックポイント】 施行通知(p9-10:(2)①ア(ア))の記載があれば可。
ii. 健康に関する相談を受けた場合は、かかりつけ医等の有無を確認し、かかりつけ医がいる場合等には、かかりつけ医等に連絡を取り、連携して相談に対応すること。特に、要指導医薬品等による対応が困難であることが疑われる場合などには、受診勧奨を適切に実施すること。	p9-10:(2)①	ア(イ) 要指導医薬品等に関する相談を含む健康の保持増進に関する相談を受けた場合は、かかりつけ医や健診を受けている医療機関の有無を確認すること。かかりつけ医がいる場合や健診を受けている医療機関がある場合には、薬局利用者の了解を得た上で、かかりつけ医や健診を受けている医療機関の医師等に連絡を取り、連携して相談に対応することが求められ、特に、要指導医薬品等による対応が困難であることが疑われる場合などに、かかりつけ医と連携して状況を確認するとともに、受診勧奨を適切に実施すること。	●「健康サポート薬局のあり方について」p7 かかりつけ医がいる場合や健診を受けている医療機関がある場合には、利用者の了解を得た上で、かかりつけ医等に連絡を取り、連携して相談に対応することが求められ、特に一般用医薬品による対応が困難であることが疑われる場合などに、かかりつけ医と連携して状況を確認するとともに、受診勧奨を適切に実施すること。	<input type="checkbox"/> 手順書記載事項 ○健康に関する相談を受けた場合は、かかりつけ医等の有無を確認し、かかりつけ医がいる場合等には、かかりつけ医等に連絡を取り、連携して相談に対応すること。特に、要指導医薬品等による対応が困難であることが疑われる場合などには、受診勧奨を適切に実施すること 【チェックポイント】 施行通知(p9-10:(2)①ア(イ))の記載があれば可。
iii. 健康の保持増進に関する相談に対し、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び訪問看護ステーション、健康診断や保健指導の実施機関、市区町村保健センター等の行政機関、介護予防・日常生活支援総合事業の実施者等の地域の連携機関を薬局利用者に紹介するよう取り組むこと。	p10:(2)②	ア(ア) 健康の保持増進に関する相談に対し、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び訪問看護ステーション、健康診断や保健指導の実施機関、市区町村保健センター等の行政機関、介護予防・日常生活支援総合事業の実施者等の連携機関を薬局利用者に紹介するよう取り組むこと。 イ 連携機関の紹介の取組としては、以下のような事項が考えられること。 (ア) 特定健診及びがん検診等の健診を受けていない薬局利用者に対して、保険者や市区町村の相談窓口の紹介 (イ) 肝炎等の特定の疾患に対する公費負担の相談について、都道府県又は市区町村の相談窓口の紹介 (ウ) 介護サービスに対する相談について、市区町村の相談窓口や地域包括支援センターの紹介 (エ) 認知症の疑いがある場合について、かかりつけ医への受診勧奨や地域包括支援センター等の紹介	●「健康サポート薬局のあり方について」p8 3 地域の一定範囲内で、医療機関その他の連携機関とあらかじめ連携体制を構築し、連絡・紹介先リストを作成していること。 ●日薬Q&A 問10. 地域の連携体制の構築について連絡先・紹介先の一覧表を作成することとされているが、リストの作成にあたっては、依頼先の医療機関等に対し、各薬局が個別に了解を得なければならないのか。 (答) 地域の職能団体を通じて了解を得ることも1つの方法です。(抜粋)	<input type="checkbox"/> 手順書記載事項 ○健康の保持増進に関する相談に対し、地域の連携機関を薬局利用者に紹介するよう取り組むこと ・地域包括支援センター ・居宅介護支援事業所及び訪問看護ステーション ・健康診断や保健指導の実施機関 ・市区町村保健センター等の行政機関 ・介護予防・日常生活支援総合事業の実施者 【チェックポイント】 施行通知(p10:(2)②ア(ア))の記載があれば可。
iv. 上記 i～iii に基づき受診勧奨又は紹介を行う際、必要な情報を紹介先の医療機関その他の連携機関に紹介文書により提供すること。	p11-12:(2)④	ア 当該薬局の業務実態を踏まえて、健康サポート業務手順書に次の事項に関することを記載すること。 (上記 i～iii)に基づき受診勧奨又は紹介を行う際に、薬局利用者の同意が得られた場合には、必要な情報を紹介先の医療機関その他の連携機関に紹介文書により提供すること。 イ 紹介文書には以下に関する内容を記載すること。 (ア) 紹介先に関する情報 (イ) 紹介元の薬局・薬剤師に関する情報 (ウ) 紹介文書を記載した年月日 (エ) 薬局利用者に関する情報 (オ) 相談内容及び相談内容に関わる使用薬剤等がある場合にはその情報 (カ) 紹介理由 (キ) その他特筆すべき事項	●H27医薬分業指導者協議会資料 p28 「受診勧奨」または「連携機関の紹介」に基づき受診勧奨又は紹介を行う際、必要な情報を紹介先の医療機関その他の連携機関に紹介文書により提供すること。 ●「健康サポート薬局のあり方について」p8 4 利用者の同意が得られた場合に、必要な情報を紹介先の医療機関等に文書(電子媒体を含む)により提供するよう取り組むこと。	<input type="checkbox"/> 手順書記載事項 ○受診勧奨又は紹介を行う際に、薬局利用者の同意が得られた場合には、必要な情報を紹介先の医療機関その他の連携機関に紹介文書により提供すること 【チェックポイント】 施行通知(p11-12:(2)④ア)の記載があれば可。 紹介文書の内容については、紹介文書(Ⅲ参照)により確認する。
v. 以下のような場合に受診勧奨すること。 ・医師の診断がなされている場合に、医師の指示に従わずに受診していないことが判明した場合に、受診勧奨すること。 ・かかりつけ医がいるにもかかわらず、一定期間受診していないことが判明した場合に、受診勧奨すること。 ・定期健診その他必要な健診を受診していないことが判明した場合に、受診勧奨すること。 ・状態が悪い場合など要指導医薬品等による対応が困難であることが疑われる場合に、受診勧奨すること。 ・要指導医薬品等を使用した後、状態の改善が明らかでない場合に受診勧奨すること。	p14-15:(6)①	エ かかりつけ医との適切な連携及び受診の妨げとならないよう、受診勧奨の適正な運営を行えるよう、健康サポート業務手順書に、次の場合の受診勧奨について記載すること。これらが実施できない場合は、健康サポート薬局である旨の表示を取りやめること。 (ア) 医師の診断がなされている場合に、医師の指示に従わずに受診していないことが判明した場合に、受診勧奨すること。 (イ) かかりつけ医がいるにもかかわらず、一定期間受診していないことが判明した場合に、受診勧奨すること。 (ウ) 定期健診その他必要な健診を受診していないことが判明した場合に、受診勧奨すること。 (エ) 状態が悪い場合など要指導医薬品等による対応が困難であることが疑われる場合に、受診勧奨すること。 (オ) 要指導医薬品等を使用した後、状態の改善が明らかでない場合に、受診勧奨すること。	●「健康サポート薬局のあり方について」p7 かかりつけ医がいる場合や健診を受けている医療機関がある場合には、利用者の了解を得た上で、かかりつけ医等に連絡を取り、連携して相談に対応することが求められ、特に一般用医薬品による対応が困難であることが疑われる場合などに、かかりつけ医と連携して状況を確認するとともに、受診勧奨を適切に実施すること。	<input type="checkbox"/> 手順書記載事項 ○以下のような場合に受診勧奨すること。 ・医師の診断がなされている場合に、医師の指示に従わずに受診していないことが判明した場合 ・かかりつけ医がいるにもかかわらず、一定期間受診していないことが判明した場合 ・定期健診その他必要な健診を受診していないことが判明した場合 ・状態が悪い場合など要指導医薬品等による対応が困難であることが疑われる場合 ・要指導医薬品等を使用した後、状態の改善が明らかでない場合 【チェックポイント】 施行通知(p14-15:(6)①エ(ア)～(オ))すべての記載があること。

健康サポート薬局届出チェックリスト

届出書添付書類	通知該当頁	施行通知	参考情報	チェックリスト
vi. 要指導医薬品等又は健康食品等に関する相談に対し、薬局利用者の状況や当該品目の特性を十分に踏まえた上で、専門的知識に基づき説明すること。	p15:(6)②	ア(ア)要指導医薬品等又は健康食品等に関する相談を受けた場合には、薬局利用者の状況並びに当該要指導医薬品等及び健康食品等の特性を十分に踏まえた上で、専門的知識に基づき説明すること。 イ 健康食品等については、国立健康・栄養研究所のホームページ「『健康食品』の安全性・有効性情報」(https://hfnet.nih.go.jp/)に記載されている科学的根拠、機能的表示食品における科学的根拠等を活用することが推奨されること。	●施行通知 p14:(6)①ア 要指導医薬品等、介護用品及び衛生材料等について、薬局利用者自らが適切に選択できるよう供給機能及び助言を行う体制を有していること。	□ 手順書記載事項 ○要指導医薬品等又は健康食品等に関する相談に対し、薬局利用者の状況や当該品目の特性を十分に踏まえた上で、専門的知識に基づき説明すること 【チェックポイント】 施行通知(p15:(6)②ア(ア))の記載があれば可。
II. 以下の事項を満たした医療機関その他の連携機関先のリスト ・地域における医療機関、地域包括支援センター、介護事業所、訪問看護ステーション、健康診断等の実施機関、市区町村保健センター及び介護予防・日常生活支援総合事業の実施者が含まれていること。 ・医療機関その他の連携機関の名称、住所及び連絡先（電話番号、担当者名等）が記入できる様式であること。	p10-11:(2)③	ア 健康の保持増進に関する相談に対し、適切な受診勧奨や紹介を行えるようにするため、医療機関その他の連携機関に対し、あらかじめ薬局の取組内容や必要に応じて紹介等を行う旨を説明し了解を得ることにより、連携体制の構築を図ること。その際、医療機関その他の連携機関に説明を行い了解を得た記録を残しておくこと。なお、地域の職能団体を通じて了解を得るなど、医療機関その他の連携機関の負担も考慮すること。 イ 医療機関その他の連携機関の紹介先のリストを作成し薬局において、常に内容を確認できる体制を整備すること。また、医療機関その他の連携機関との円滑な連携と健康サポート薬局の取組周知の観点から、求めに応じて当該リストを医療機関その他の連携機関に提供すること。 ウ 当該リストには、地域における医療機関、地域包括支援センター、介護事業所、訪問看護ステーション、健康診断や保健指導の実施機関、市区町村保健センター及び介護予防・日常生活支援総合事業の実施者が含まれていること。 エ 当該リストは、医療機関その他の連携機関の名称、住所及び連絡先(電話番号、担当者名等)が記入できる様式としておく必要があること。 オ 当該リストには、薬局から医療機関その他の連携機関への連絡手段、紹介方法(基準告示二の二に定める文書(電磁的記録媒体を含む。以下「紹介文書」という。))の活用希望の有無等)等を具体的に盛り込むことが望ましいこと。 カ リストの作成に当たっては、地域の実情に応じ、日常生活圏域(例えば中学校区)の医療機関その他の連携機関が網羅的になるよう努め、特定の医療機関その他の連携先に限定しないこと。 キ 医療機関その他の連携機関と地域包括ケアシステムの一員として役割を発揮するため、地域ケア会議(介護保険法第115条の48第1項に規定する「会議」をいう。)に積極的に参加することが望ましいこと。 ク 届出書添付書類として、医療機関その他の連携機関の紹介先のリストが確認できる書類を	●「健康サポート薬局のあり方について」 p7 介護予防・日常生活支援総合事業とは、市町村が中心となって地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とする介護保険制度上の市町村が行う地域支援事業の一つ。	□連携機関先のリストの作成 ○地域における医療機関、地域包括支援センター、介護事業所、訪問看護ステーション、健康診断や保健指導の実施機関、市区町村保健センター及び介護予防・日常生活支援総合事業の実施者が含まれていること。 ○医療機関その他の連携機関の名称、住所及び連絡先(電話番号、担当者名等)が記入できる様式であること。 【チェックポイント】 施行通知(p10-11:(2)③)の内容が確認できること。
III. 以下の内容を記載できる紹介文書 ・紹介先に関する情報、紹介元の薬局・薬剤師に関する情報、紹介文書を記載した年月日、薬局利用者に関する情報、相談内容及び相談内容に関わる使用薬剤等がある場合にはその情報、薬剤師から見た紹介理由、その他特筆すべき事項	p11-12:(2)④	ア 当該薬局の業務実態を踏まえて、健康サポート業務手順書に次の事項に関することを記載すること。 (上記 i ～ iii)に基づき受診勧奨又は紹介を行う際には、必要な情報を紹介先の医療機関その他の連携機関に紹介文書により提供すること。 イ 紹介文書には以下に関する内容を記載すること。 (ア) 紹介先に関する情報 (イ) 紹介元の薬局・薬剤師に関する情報 (ウ) 紹介文書を記載した年月日 (エ) 薬局利用者に関する情報 (オ) 相談内容及び相談内容に関わる使用薬剤等がある場合にはその情報 (カ) 紹介理由 (キ) その他特筆すべき事項 ウ 届出書添付書類として、アの健康サポート業務手順書の記載及びイの紹介文書の様式が確認できる書類を添付すること。		□連携機関に対する紹介文書の様式の作成 ○紹介先に関する情報 ○紹介元の薬局・薬剤師に関する情報 ○紹介文書を記載した年月日 ○薬局利用者に関する情報 ○相談内容及び相談内容に関わる使用薬剤等がある場合にはその情報 ○紹介理由 ○その他特筆すべき事項 【チェックポイント】 施行通知(p11-12:(2)④イ)の内容が記載されていること。 手順書の記載(I iv)と齟齬がないこと。

健康サポート薬局届出チェックリスト

届出書添付書類	通知該当頁	施行通知	参考情報	チェックリスト
<p>IV. 地域の薬剤師会と密接な連携を取り、地域の行政機関及び医師会、歯科医師会、薬剤師会等が実施又は協力する健康の保持増進その他の各種事業等への参加実績又は参加予定が確認できる資料（事業の概要、参加人数、場所及び日時並びに当該薬局の薬剤師の参加内容などが分かるもの）</p>	<p>p12:(2)⑤</p>	<p>ア 地域の薬剤師会と密接な連携を取り、地域の行政機関及び医師会、歯科医師会、薬剤師会等が実施又は協力する健康の保持増進その他の各種事業等へ積極的に参加すること。例えば、以下のような取組が推奨されること。</p> <p>(ア) 地域の職能団体による健康の保持増進の地域住民向けイベント等の開催への協力。</p> <p>(イ) 学校等を通じた、児童生徒に対する医薬品の適正使用の講演等。</p> <p>(ウ) 老人クラブ等を通じた、高齢者に対する医薬品の適正使用の講演等。</p> <p>(エ) 地域の行政機関や関係団体等を通じた、地域住民に対する健康の保持増進に係る啓発イベント。</p> <p>イ 届出書添付書類として、アの事業等の参加実績または参加予定が確認できる資料(事業の概要、参加人数、場所及び日時並びに当該薬局の薬剤師の参加内容などが分かるもの)を添付すること。</p>	<p>●疑義解釈資料の送付について(その3)(厚生労働省保険局医療課)</p> <p>(問2) 上記の活動のほかに、「医療に係る地域活動の取組に参画していること」に該当するものはあるのか。</p> <p>(答) 本来の地域活動の取組としては、上記のような考え方に基づく活動に薬局の薬剤師として積極的に参画することが求められるが、以下のような事例も当面の間は要件に該当すると考えられる。</p> <p>なお、薬局として対応している場合は、届出に係る薬剤師が関与していることが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政機関や学校等の依頼に基づく医療に係る地域活動(薬と健康の週間、薬物乱用防止活動、注射針の回収など)への主体的・継続的な参画(ただし、薬局内でのポスター掲示や啓発資材の設置のみでは要件を満たしているとはいえない。) ・行政機関や地域医師会、歯科医師会、薬剤師会の協力のもとで実施している休日夜間薬局としての対応、休日夜間診療所への派遣 ・委嘱を受けて行う学校薬剤師の業務等 <p>●「健康サポート薬局のあり方について」 p8 (地域における健康の維持・増進のための各種事業へ参加)</p> <p>地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会、介護支援専門員協会等に連携・協力し、地域の行政や医師会等が実施・協力する健康の維持・増進その他の各種事業等に積極的に参加するように取組むこと。</p>	<p>□各種事業等の参加実績又は参加予定が確認できる資料</p> <p>地域の行政機関及び医師会、歯科医師会、薬剤師会等が実施又は協力する健康の保持増進その他の各種事業等への参加実績又は参加予定が確認できること(事業の概要、参加人数、場所及び日時並びに当該薬局の薬剤師の参加内容などが分かるもの)</p> <p>【チェックポイント】</p> <p>取組例は施行通知(p12:(2)⑤ア)及び「疑義解釈資料の送付について(その3)」(厚生労働省保険局医療課通知)のとおり。</p> <p>参加実績は概ね過去一年以内のもの、参加予定は概ね一年以内のものが望ましい。</p>
<p>V. 有効な健康サポート薬局に係る研修の研修修了証及び勤務体制が確認できる資料</p>	<p>p13:(3)⑥</p>	<p>(3) 常駐する薬剤師の資質(基準告示三関係)</p> <p>① 要指導医薬品等及び健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言、健康の保持増進に関する相談並びに適切な専門職種又は関係機関への紹介等に関する研修を修了し、一定の実務経験を有する薬剤師(以下「研修修了薬剤師」)が常駐していること。</p> <p>② 一定の実務経験については、過去に薬局の薬剤師としての経験が5年以上あるものとする。研修の提供者は、研修の修了証を発行する際に確認するものとする。</p> <p>③ 研修修了薬剤師は、研修修了後も健康サポートに関する知識の習得に努めること。</p> <p>④ 研修修了薬剤師は、かかりつけ薬剤師としての役割が果たせるよう、当該薬局で業務を行っている薬剤師であること、また、認定や研修を積極的に受けるなど自己研鑽に努めること。</p> <p>⑤ 研修修了薬剤師の研修修了証については、有効期限を設けること。</p> <p>⑥ 届出書添付書類として、有効な研修修了証及び勤務体制が確認できる資料を添付すること。</p> <p>⑦ なお、当該研修の具体的内容や研修の提供者が留意すべき事項等については、別途通知すること。その他、以下の点に留意すること。</p> <p>研修の提供者が必要な要件を満たしていないことが判明した場合には、発行された修了証は無効となり、当該研修を修了した薬剤師はあらためて研修を受け直さなければ、研修を修了したとは認められないこと。それにより、本基準に適合することができなくなる場合は、健康サポート薬局である旨の表示を取りやめること。</p>	<p>●目録Q&A</p> <p>問11:健康サポート薬局としての基準に「研修を修了した薬剤師が常駐していること」とあるが、従事する薬剤師の中に該当薬剤師が1人いれば差し支えないのか。また、この「常駐」とは常勤でなければならないのか。</p> <p>(答)健康サポート薬局である旨を表示する(すなわち、都道府県知事等へ届出を行った)薬局において、その開業時間中は、健康サポート薬局に係る研修を修了した一定の実務経験(過去に薬局の薬剤師としての経験が5年以上)を有する薬剤師がいなければなりません。ただし、常勤/非常勤などの雇用形態は問いません。</p>	<p>□研修修了証の写し</p> <p>□勤務体制が確認できる資料</p> <p>【チェックポイント】</p> <p>研修修了証は、窓口にて原本照合が必要。</p> <p>勤務体制は、かかりつけ薬局の基本的機能Ⅱの添付書類と重複可。どの薬剤師が研修修了薬剤師かわかるように明示してあること。</p>

健康サポート薬局届出チェックリスト

届出書添付書類	通知該当頁	施行通知	参考情報	チェックリスト
VI. 個人情報に配慮した相談窓口を設置していることが確認できる写真等の資料	p13:(4)②	① 薬局利用者が要指導医薬品等や健康食品等について相談しやすい環境をつくるために、パーテーション等で区切るなどして、個人情報に配慮した相談窓口を設置していること。 ② 届出書添付書類として、個人情報に配慮した相談窓口を設置していることが確認できる写真等の資料を添付すること。	●あり方検討会議事録第3回 重要なのは声が聞こえない、相談しやすい、また、プライバシーに配慮をした、そういう環境を作り、顧客といえますか地域住民が安心して相談できる薬局を目指すことだと思います。現実には消音装置的な機械もそんなに高くない値段で、音が何をしゃべっているかわからないような装置をカウンターのところにつけるとか。 【他自治体参考】 堺市 プライバシーへの配慮が目的なので「スピーチプライバシーシステム」のようなものでも可。 茨城県 ・窓口の写真については、相談窓口部分だけではなく、待合の患者との距離や隣接ブースとの距離が分かるものを添付してください。 ・薬局として、次の視点で患者等がプライバシーに配慮されていると感じるかどうかを判断してください。 ＊薬剤師の員数を踏まえた上で、相談者や患者が複数来局した場合はどのように対応するのか。 ＊患者情報が他者へ聞こえないために、患者目線で実効性のある対応が取られているか。 ・一律な構造（パーテーションの設置など）が必要なのではなく、開設者が薬局の構造、設備などを総合的に勘案して対応することが必要です。例えば、消音装置などの設置は有効な手段ですが、設置することで確実にプライバシーに配慮できているか、薬局の構造を踏まえて評価することが必要です。 ・プライバシーへの配慮が不明確な場合は、写真等以外に「配慮した点」などを記した書類の提出を求めることがあります。	<input type="checkbox"/> 個人情報に配慮した相談窓口を設置していることが確認できる写真等の資料 【チェックポイント】 パーテーションの場合は設置の状況が確認できる写真、スピーチプライバシー装置の場合は装置のカタログや設置の状況が確認できる施工図面等が考えられる。 また、薬局の情報提供カウンターとの兼用可。
VII. 薬局の外側に掲示予定のもの（健康サポート薬局、要指導医薬品等に関する助言や健康に関する相談を積極的に行っている旨）が確認できる資料	p13-14:(5)①	ア 健康サポート薬局である旨や、要指導医薬品等や健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言や健康の保持増進に関する相談を積極的に行っている旨を薬局の外側の見えやすい場所に掲示すること。掲示に当たっては、「厚生労働省基準適合」を併せて表示しても差し支えないこと。 イ アの掲示は、健康サポート薬局である旨の表示をするときに行う届出が都道府県知事等に受理された後に行うこと。 ウ 届出書添付書類として、アの掲示予定のものが確認できる資料を添付すること。		<input type="checkbox"/> 薬局の外側に掲示予定のもの（健康サポート薬局、要指導医薬品等に関する助言や健康に関する相談を積極的に行っている旨）が確認できる資料 【チェックポイント】 施行通知（p13-14:(5)①ア）の内容が確認できれば可。
VIII. 薬局の中で提示予定のもの（実施している健康サポートの具体的な内容）が確認できる資料	p14:(5)②	ア 当該薬局で実施している健康サポートの具体的な内容（例えば、日々の健康相談などの具体的な取組内容とその実施日）について、当該薬局の中で分かりやすく提示すること。 イ 当該薬局のホームページ等においても実施している健康サポートの具体的な内容を紹介することが望ましいこと。 ウ 薬局利用者が相談しやすいよう、薬局で掲示している薬剤師の氏名や名札等に研修修了薬剤師であることを付すことが望ましいこと。ここでいう研修修了薬剤師であることとは、例えば「健康サポート薬剤師」といった記載が考えられること。 エ 届出書添付書類として、アの提示予定のものが確認できる資料を添付すること。		<input type="checkbox"/> 薬局の中で提示予定のもの（実施している健康サポートの具体的な内容）が確認できる資料 【チェックポイント】 施行通知（p13-14:(5)②ア）の内容が確認できれば可。
IX. 要指導医薬品等の備蓄品目を薬効群毎に分類したリスト	p14-15:(6)①	ア 要指導医薬品等、介護用品及び衛生材料等について、薬局利用者自らが適切に選択できるよう供給機能及び助言を行う体制を有していること。 イ 要指導医薬品等について、基本的な薬効群を原則としつつ、地域の実情に応じて、当該薬局において供給すること。基本的な薬効群は別紙2のとおりであること。 ウ 薬効群は、(独)医薬品医療機器総合機構の一般用医薬品・要指導医薬品の添付文書検索システム（以下「添付文書検索システム」という。）に記載されているものであること。 一般用医薬品・要指導医薬品の添付文書情報： https://www.pmda.go.jp/PmdaSearch/otcSearch/ オ 届出書添付書類として、要指導医薬品等の備蓄品目を薬効群毎に分類したリスト並びに衛生材料及び介護用品等の備蓄品目リストを添付すること。要指導医薬品等のリストは、薬局利用者が自ら選択でき、基本的な薬効群が網羅されていることが分かるよう工夫すること。なお、基本的な薬効群以外の薬効群の医薬品については、記載しなくても良いこと。	●H28.2.17健康サポート薬局に係る省令、告示の公布等に伴う自治体担当者説明会の資料4意見募集結果より抜粋 ・要指導医薬品等については、薬局において基本的な薬効群ごとに少なくとも1品目以上備える	<input type="checkbox"/> 要指導医薬品等の備蓄品目を薬効群毎に分類したリスト 【チェックポイント】 施行通知別紙2の薬効群毎に分類すること。 要指導医薬品等については、薬局において基本的な薬効群ごとに少なくとも1品目以上備えること。

健康サポート薬局届出チェックリスト

届出書添付書類	通知該当頁	施行通知	参考情報	チェックリスト
X. 衛生材料及び介護用品等の備蓄品目リスト	p14-15:(6)①	ア 要指導医薬品等、介護用品及び衛生材料等について、薬局利用者自らが適切に選択できるよう供給機能及び助言を行う体制を有していること。 オ 届出書添付書類として、要指導医薬品等の備蓄品目を薬効群毎に分類したリスト並びに衛生材料及び介護用品等の備蓄品目リストを添付すること。要指導医薬品等のリストは、薬局利用者が自ら選択でき、基本的な薬効群が網羅されていることが分かるよう工夫すること。なお、基本的な薬効群以外の薬効群の医薬品については、記載しなくても良いこと。	●H28.2.17健康サポート薬局に係る省令、告示の公布等に伴う自治体担当者説明会の資料4意見募集結果より抜粋 ・衛生材料、介護用品については、薬局において少なくとも1品目以上備える。健康食品等については、最低限の取り扱いを定めていない。	□衛生材料及び介護用品等の備蓄品目リスト 【チェックポイント】 衛生材料、介護用品については、薬局において少なくとも1品目以上備えること。
X I. 開店している営業日、開店時間を記載した文書	p15-16:(7)③	① 地域の実情に応じて、平日の営業日には連続して開局し、かつ、土曜日又は日曜日のいずれかの曜日には4時間以上開局していること。 ② 平日は、午前8時から午後7時までの時間帯に8時間以上開局していることが望ましいこと。 ③ 届出書添付書類として、開店している営業日、開店時間を記載した文書を添付すること。	●H28.2.17健康サポート薬局に係る省令、告示の公布等に伴う自治体担当者説明会の資料4意見募集結果より抜粋 ・地域住民からの相談に対応できるよう、昼休みなどをとることなく、連続した開店が必要である。 ●H27医薬分業指導者協議会資料 p39 要指導医薬品等及び健康食品等に関する助言や健康に関する相談に対応した対応内容の記録の様式が確認できる資料 【その他留意事項】当該記録を3年間保存していること。 ●「健康サポート薬局のあり方について」P11 過去の一般用医薬品や健康食品等の販売内容、また、健康の維持・増進に関する相談内容の記録や保存が求められること。	□開店している営業日、開店時間を記載した文書 地域の実情に応じて、平日の営業日には連続して開局し、かつ、土曜日又は日曜日のいずれかの曜日には4時間以上開局していること。
X II. 要指導医薬品等及び健康食品等に関する助言や健康に関する相談に対応した対応内容の記録の様式が確認できる資料	p16:(8)①	ア 薬局利用者からの要指導医薬品等及び健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言並びに健康の保持増進に関する相談に対応し、その対応内容(受診勧奨及び紹介の実施内容を含む。)を記録し、当該記録を3年間保存していること。 イ 届出書添付書類として、アの記録の様式が確認できる資料を添付すること。	●H27医薬分業指導者協議会資料 p39 要指導医薬品等及び健康食品等に関する助言や健康に関する相談に対応した対応内容の記録の様式が確認できる資料 【その他留意事項】当該記録を3年間保存していること。 ●「健康サポート薬局のあり方について」P11 過去の一般用医薬品や健康食品等の販売内容、また、健康の維持・増進に関する相談内容の記録や保存が求められること。	□要指導医薬品等及び健康食品等に関する助言や健康に関する相談に対応した対応内容の記録の様式が確認できる資料
X III. 積極的な健康サポートの取組等の実績が確認できる資料（取組の概要、参加人数、場所及び日時等が分かるもの）	p16:(8)②	ア 単に相談を応需するだけでなく、積極的な健康サポートの取組を実施していること。例えば、以下のような取組が推奨されること。これらの取組は月1回程度実施していることが望ましいこと。 (ア) 薬剤師による薬の相談会の開催や禁煙相談の実施 (イ) 薬剤師による健診の受診勧奨や認知症早期発見につなげる取組 (ウ) 医師や保健師と連携した糖尿病予防教室の開催 (エ) 管理栄養士と連携した栄養相談会の開催 イアの取組については、薬局内だけでなく薬局以外の場所での取組も推奨されること。 ウ 届出書添付書類として、アの取組の実績が確認できる資料(取組の概要、参加人数、場所及び日時等が分かるもの)を添付すること。	●厚生労働省「ビジョン実現のための具体的な政策健康サポート薬局について」P39 ・積極的な健康サポートの取組等の実績が確認できる資料(取組概要、参加人数、場所及び日時等が分かるもの) ●施行通知P18(4) 健康サポート薬局は、2 基準告示関係において記載したもののほか、基準告示に定められた取組について、過去1年間の実績があることが確認できるようにすること。そのための資料を当該薬局に保存すること。	□積極的な健康サポートの取組等の実績が確認できる資料(取組の概要、参加人数、場所及び日時等が分かるもの) 【チェックポイント】 過去一年以内の取組が一つ以上確認できること。
X IV. 薬局において取組を発信していること等の実績が確認できる資料（取組の概要等が分かるもの）	p16-17:(8)③	ア 地域の薬剤師会等を通じる等により、当該薬局における取組を発信していること。例えば、以下のような取組が推奨されること。 (ア) 地域の薬剤師会等での学会大会や勉強会での発表、地域の薬剤師会広報誌への掲載 (イ) 医学薬学等に関する学会への発表や学術論文の投稿 (ウ) 健康増進に関する情報発信を目的としているホームページ(例えば、スマート・ライフ・プロジェクト(注)の活動報告のホームページ(http://www.smartlife.go.jp/) 等) における情報発信 (注) スマート・ライフ・プロジェクト 「健康寿命をのばしましょう。」をスローガンに、国民全体が人生の最後まで元気に健康で楽しく毎日が送れることを目標とした厚生労働省の国民運動である。運動、食生活、禁煙の3分野を中心に、具体的なアクションの呼びかけを行っている。 (エ) 地域の住民向け広報誌など様々な媒体を活用した情報発信 イ 地域における他の健康サポートを行う薬局と協力することが望ましいこと。 ウ 届出書添付書類として、アの取組等の実績が確認できる資料(取組の概要等が分かるもの)を添付すること。	●施行通知P18(4) 健康サポート薬局は、2 基準告示関係において記載したもののほか、基準告示に定められた取組について、過去1年間の実績があることが確認できるようにすること。そのための資料を当該薬局に保存すること。	□薬局において取組を発信していること等の実績が確認できる資料(取組の概要等が分かるもの) 【チェックポイント】 過去一年以内の取組の発信が一つ以上確認できること。
X V. 国、地方自治体、関連学会等が作成する健康の保持増進に関するポスターの掲示やパンフレットの配布が確認できる資料	p17:(8)④	④ 健康の保持増進に関するポスター掲示、パンフレット配布(基準告示八のホ関係) ア 薬局利用者に健康情報を意識してもらうため、国、地方自治体、関連学会等が作成する健康の保持増進に関するポスターの掲示やパンフレットの配布により、啓発活動に協力していること。 イ 届出書添付書類として、アのポスターやパンフレットが確認できる資料を添付すること。		□国、地方自治体、関連学会等が作成する健康の保持増進に関するポスターの掲示やパンフレットの配布が確認できる資料

健康サポート薬局届出チェックリスト

【かかりつけ薬局の基本的機能】

届出書添付書類		通知該当頁	チェックリスト
i	当該薬局の業務実態を踏まえて、以下の事項に関することを記載した省令手順書		<input type="checkbox"/> (このcheckは下記 i ~ x iii が確認出来て初めて、レをつける)
i	患者がかかりつけ薬剤師を選択できることとし、かかりつけ薬剤師が薬剤に関する情報提供・指導等を一元的・継続的に行うこと。	p4-5:(1)①	<input type="checkbox"/> 手順書記載事項 ○患者がかかりつけ薬剤師を選択できること ○かかりつけ薬剤師が薬剤に関する情報提供及び指導等を一元的・継続的に行うこと 【チェックポイント】 施行通知(p4-5:(1)①ア(ア))の記載があれば可。
ii	患者がかかりつけ薬剤師を選択した際、その旨及び選択した薬剤師が分かるよう薬剤服用歴に記録しておくこと。	p4-5:(1)①	<input type="checkbox"/> 手順書記載事項 ○患者がかかりつけ薬剤師を選択した際、その旨及び選択した薬剤師が分かるよう薬剤服用歴に記録しておくこと 【チェックポイント】 施行通知(p4-5:(1)①ア(イ))の記載があれば可。
iii	患者が現在受診している医療機関を全て把握するよう取り組むこと。	p5:(1)②	<input type="checkbox"/> 手順書記載事項 ○患者が現在受診している医療機関を全て把握するよう取り組むこと 【チェックポイント】 施行通知(p5:(1)②ア(ア))の記載があれば可。
iv	患者に使用された医薬品・服用している医薬品の一元的・継続的な把握に取り組むこと。	p5:(1)②	<input type="checkbox"/> 手順書記載事項 ○患者に使用された医薬品・服用している医薬品の一元的・継続的な把握に取り組むこと 【チェックポイント】 施行通知(p5:(1)②ア(イ))の記載があれば可。
v	患者に対し残薬確認、残薬解消、残薬発生の原因聴取とその対処に取り組むこと。	p5-6:(1)③	<input type="checkbox"/> 手順書記載事項 ○患者に対し残薬確認、残薬解消、残薬発生の原因聴取とその対処に取り組むこと 【チェックポイント】 施行通知(p5-6:(1)③ア(ア))の記載があれば可。
vi	毎回、患者に服薬状況や体調変化を確認し、新たな情報や薬剤服用歴の記録を参照した上で、必要に応じて確認・指導内容を見直し、患者の理解度等に応じて薬剤に関する情報提供・指導等を実施するよう取り組むこと。	p5-6:(1)③	<input type="checkbox"/> 手順書記載事項 ○毎回、患者に服薬状況や体調変化を確認し、新たな情報や薬剤服用歴の記録を参照した上で、必要に応じて確認・指導内容を見直し、患者の理解度等に応じて薬剤に関する情報提供・指導等を実施するよう取り組むこと 【チェックポイント】 施行通知(p5-6:(1)③ア(イ))一段落目の記載があれば可。
vii	患者に対し、お薬手帳の意義及び役割等を説明するとともに活用を促すこと。	p6-7:(1)④	<input type="checkbox"/> 手順書記載事項 ○患者に対し、お薬手帳の意義及び役割等を説明するとともに活用を促すこと 【チェックポイント】 施行通知(p6-7:(1)④ア(ア))の記載があれば可。 お薬手帳の意義及び役割の内容については、患者への説明資料(Ⅲ参照)により確認する。
viii	お薬手帳利用者に、適切な利用方法を指導すること(医療機関・薬局への提示、体調の変化等の記録、自身で購入した薬の記入等)。	p6-7:(1)④	<input type="checkbox"/> 手順書記載事項 ○お薬手帳利用者に、適切な利用方法(医療機関・薬局への提示、体調の変化等の記録、自身で購入した薬の記入等)を指導すること 【チェックポイント】 施行通知(p6-7:(1)④ア(イ))の記載があれば可。 お薬手帳の利用方法については、患者への説明資料(Ⅲ参照)により確認する。
ix	お薬手帳の複数冊所持者に対し、お薬手帳の集約に努めること。	p6-7:(1)④	<input type="checkbox"/> 手順書記載事項 ○お薬手帳の複数冊所持者に対し、お薬手帳の集約に努めること 【チェックポイント】 施行通知(p6-7:(1)④ア(ウ))の記載があれば可。 お薬手帳の利用方法については、患者への説明資料(Ⅲ参照)により確認する。
x	薬剤師の基本的な役割の周知やかかりつけ薬剤師・薬局の意義、役割等の説明を行い、かかりつけ薬剤師・薬局を持つよう促すこと。	p7-8:(1)⑤	<input type="checkbox"/> 手順書記載事項 ○初回来客時等に、薬剤師が調剤及び医薬品供給等を行う際の薬剤服用歴の管理、疑義紹介、服薬指導、残薬管理その他の基本的な役割を周知することに加えて、かかりつけ薬剤師・薬局の意義、役割及び適切な選び方を説明した上で、患者がかかりつけ薬剤師・薬局を持つよう促すこと 【チェックポイント】 施行通知(p7-8:(1)⑤ア(ア))の記載があれば可。 かかりつけ薬剤師・薬局の意義、役割については、患者への説明資料(Ⅳ参照)により確認する。
x i	開店時間外の電話相談等にも対応すること。かかりつけ薬剤師を持つ患者からの電話相談等に対しては当該薬剤師が対応すること。	p8:(1)⑥	<input type="checkbox"/> 手順書記載事項 ○開店時間外の電話相談等にも対応すること ○かかりつけ薬剤師を持つ患者からの電話相談等に対しては当該薬剤師が対応すること 【チェックポイント】 施行通知(p8:(1)⑥ア(ア))の記載があれば可。 開店時間外の相談体制については、患者への説明資料(Ⅴ参照)により確認する。

健康サポート薬局届出チェックリスト

【かかりつけ薬局の基本的機能】

届出書添付書類		通知該当頁	チェックリスト
x ii	医療機関に対して、患者の情報に基づいて疑義照会を行い、必要に応じ、副作用等の情報提供、処方提案に適切に取り組むこと。	p8-9:(1)⑧	<input type="checkbox"/> 手順書記載事項 ○医療機関に対して、患者の情報に基づいて疑義照会を行い、必要に応じ、副作用その他の服薬情報の情報提供及びそれに基づく処方の提案に適切に取り組むこと 【チェックポイント】 施行通知(p8-9:(1)⑧ア(ア))の記載があれば可。 医療機関への情報提供文書については、文書(VII参照)により確認する。
x iii	上記のiii、iv、v、vi、x、xi、xiiの実施に関して、薬剤服用歴に記載すること。		<input type="checkbox"/> 手順書に、iii、iv、v、vi、x、xi、xiiの実施に関して、薬剤服用歴に記載する旨の記載があること。
II	当該薬局に従事する薬剤師の氏名、勤務日及び勤務時間を示した勤務表	p4-5:(1)①	<input type="checkbox"/> 提示用の勤務表の作成 ○薬剤師の氏名 ○勤務日 ○勤務時間 <input type="checkbox"/> 勤務表の提示状況が確認できる書類 【チェックポイント】 施行通知(p4-5:(2)①イ)の内容が確認できれば可。 勤務表の提示状況が確認できる書類は、窓口で提示又は薬局内に掲示等していることが確認できる書類とし、HPのみは不可。 手順書の記載(I i)と齟齬がないこと。
III	お薬手帳の意義、役割及び利用方法の説明又は指導のための適切な資料	p6-7:(1)④	<input type="checkbox"/> 資料の作成 ○お薬手帳の意義 ○役割 ○利用方法 【チェックポイント】 お薬手帳の意義及び役割等については「お薬手帳(電子版)の運用上の留意事項について」(平成27年11月27日通知)を、利用方法については施行通知(p6-7:(1)④ア(イ))の内容を参照して作成したものであること。 手順書の記載(I vii～ix)と齟齬がないこと。
IV	かかりつけ薬剤師・薬局の意義及び役割等の説明のための適切な資料	p7-8:(1)⑤	<input type="checkbox"/> 資料の作成 ○かかりつけ薬剤師・薬局の意義及び役割 【チェックポイント】 施行通知(p7-8:(1)⑤イ)の内容が確認できれば可。 手順書の記載(I x)と齟齬がないこと。
V	当該薬局薬剤師に24時間直接相談できる連絡先電話番号等について、事前に患者等に対して説明し交付するための文書	p8:(1)⑥	<input type="checkbox"/> 交付文書(薬袋記載でも可)の作成 ○24時間直接相談できる電話番号等 ○緊急時の注意事項等(近隣の薬局との連携体制を構築している場合は、その薬局の所在地、名称、連絡先等電話番号等を含む。) 【チェックポイント】 施行通知(p8:(1)⑥イ)の内容が確認できれば可。 手順書の記載(I xi)と齟齬がないこと。
VI	直近1年間の薬剤服用歴の記録や薬学的管理指導計画書の写し等の在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績が確認できる書類	p8:(1)⑦	<input type="checkbox"/> 在宅対応書類(直近1年間の実績がわかるもの) ○在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績 例)薬剤服用歴、薬学的管理指導計画書の写し 【チェックポイント】 少なくとも一人以上の在宅患者に対する実績が確認できること。
VII	医療機関に対して情報提供の際の文書様式	p8-9:(1)⑧	<input type="checkbox"/> 医療機関への情報提供様式 ○副作用 ○患者が薬剤の用法及び用量に従って服薬しているか否かに関する状況 ○服薬期間中の体調の変化等の患者の訴えに関する情報 【チェックポイント】 施行通知(p8-9:(1)⑧イ)の内容を実施する際の情報提供文書として、少なくとも上記の情報が記載されていること。 手順書の記載(I x ii)と齟齬がないこと。

健康サポート薬局届出チェックリスト

【健康サポート機能】

届出書添付書類		通知該当頁	チェックリスト
I	当該薬局の業務実態を踏まえて、以下の事項に関することを記載した健康サポート業務手順書		<input type="checkbox"/> (このcheckは下記 i ~ vi が確認出来て初めて、レをつける) 【チェックポイント】 ①サポート手順書を分冊とする、又は②省令手順書に「健康サポート薬局に関する事項」と項目を設けて対応する、いずれでも可。①②いずれかを窓口で最初に確認し、②の場合は該当部分のみ提出を求めても良い。
i	要指導医薬品等及び健康に関する相談に適切に対応した上で、そのやり取りを通じて、必要に応じ医療機関への受診勧奨を行うこと。	p9-10:(2)①	<input type="checkbox"/> 手順書記載事項 ○要指導医薬品等及び健康に関する相談に適切に対応した上で、そのやり取りを通じて、必要に応じ医療機関への受診勧奨を行うこと 【チェックポイント】 施行通知(p9-10:(2)①ア(ア))の記載があれば可。
ii	健康に関する相談を受けた場合は、かかりつけ医等の有無を確認し、かかりつけ医がいる場合等には、かかりつけ医等に連絡を取り、連携して相談に対応すること。特に、要指導医薬品等による対応が困難であることが疑われる場合などには、受診勧奨を適切に実施すること。	p9-10:(2)①	<input type="checkbox"/> 手順書記載事項 ○健康に関する相談を受けた場合は、かかりつけ医等の有無を確認し、かかりつけ医がいる場合等には、かかりつけ医等に連絡を取り、連携して相談に対応すること。特に、要指導医薬品等による対応が困難であることが疑われる場合などには、受診勧奨を適切に実施すること 【チェックポイント】 施行通知(p9-10:(2)①ア(イ))の記載があれば可。
iii	健康の保持増進に関する相談に対し、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び訪問看護ステーション、健康診断や保健指導の実施機関、市区町村保健センター等の行政機関、介護予防・日常生活支援総合事業の実施者等の地域の連携機関を薬局利用者に紹介するよう取り組むこと。	p10:(2)②	<input type="checkbox"/> 手順書記載事項 ○健康の保持増進に関する相談に対し、地域の連携機関を薬局利用者に紹介するよう取り組むこと ・地域包括支援センター ・居宅介護支援事業所及び訪問看護ステーション ・健康診断や保健指導の実施機関 ・市区町村保健センター等の行政機関 ・介護予防・日常生活支援総合事業の実施者 【チェックポイント】 施行通知(p10:(2)②ア(ア))の記載があれば可。
iv	上記 i ~ iii に基づき受診勧奨又は紹介を行う際、必要な情報を紹介先の医療機関その他の連携機関に紹介文書により提供すること。	p11-12:(2)④	<input type="checkbox"/> 手順書記載事項 ○受診勧奨又は紹介を行う際に、薬局利用者の同意が得られた場合には、必要な情報を紹介先の医療機関その他の連携機関に紹介文書により提供すること 【チェックポイント】 施行通知(p11-12:(2)④ア)の記載があれば可。 紹介文書の内容については、紹介文書(Ⅲ参照)により確認する。
v	以下のような場合に受診勧奨すること。 ・医師の診断がなされている場合に、医師の指示に従わずに受診していないことが判明した場合に、受診勧奨すること。 ・かかりつけ医がいるにもかかわらず、一定期間受診していないことが判明した場合に、受診勧奨すること。 ・定期健診その他必要な健診を受診していないことが判明した場合に、受診勧奨すること。 ・状態が悪い場合など要指導医薬品等による対応が困難であることが疑われる場合に、受診勧奨すること。 ・要指導医薬品等を使用した後、状態の改善が明らかでない場合に受診勧奨すること。	p14-15:(6)①	<input type="checkbox"/> 手順書記載事項 ○以下のような場合に受診勧奨すること。 ・医師の診断がなされている場合に、医師の指示に従わずに受診していないことが判明した場合 ・かかりつけ医がいるにもかかわらず、一定期間受診していないことが判明した場合 ・定期健診その他必要な健診を受診していないことが判明した場合 ・状態が悪い場合など要指導医薬品等による対応が困難であることが疑われる場合 ・要指導医薬品等を使用した後、状態の改善が明らかでない場合 【チェックポイント】 施行通知(p14-15:(6)①エ(ア)~(オ))すべての記載があること。
vi	要指導医薬品等又は健康食品等に関する相談に対し、薬局利用者の状況や当該品目の特性を十分に踏まえた上で、専門的知識に基づき説明すること。	p15:(6)②	<input type="checkbox"/> 手順書記載事項 ○要指導医薬品等又は健康食品等に関する相談に対し、薬局利用者の状況や当該品目の特性を十分に踏まえた上で、専門的知識に基づき説明すること 【チェックポイント】 施行通知(p15:(6)②ア(ア))の記載があれば可。
II	以下の事項を満たした医療機関その他の連携機関先のリスト ・地域における医療機関、地域包括支援センター、介護事業所、訪問看護ステーション、健康診断等の実施機関、市区町村保健センター及び介護予防・日常生活支援総合事業の実施者が含 ・医療機関その他の連携機関の名称、住所及び連絡先(電話番号、担当者名等)が記入できる様式であること。	p10-11:(2)③	<input type="checkbox"/> 連携機関先のリストの作成 ○地域における医療機関、地域包括支援センター、介護事業所、訪問看護ステーション、健康診断や保健指導の実施機関、市区町村保健センター及び介護予防・日常生活支援総合事業の実施者が含まれていること。 ○医療機関その他の連携機関の名称、住所及び連絡先(電話番号、担当者名等)が記入できる様式であること。 【チェックポイント】 施行通知(p10-11:(2)③)の内容が確認できること。

健康サポート薬局届出チェックリスト

【健康サポート機能】

届出書添付書類	通知該当頁	チェックリスト
Ⅲ 以下の内容を記載できる紹介文書 ・紹介先に関する情報、紹介元の薬局・薬剤師に関する情報、紹介文書を記載した年月日、薬局利用者に関する情報、相談内容及び相談内容に関わる使用薬剤等がある場合にはその情報、薬剤師から見た紹介理由、その他特筆すべき事項	p11-12:(2)④	<input type="checkbox"/> 連携機関に対する紹介文書の様式の作成 <input type="checkbox"/> 紹介先に関する情報 <input type="checkbox"/> 紹介元の薬局・薬剤師に関する情報 <input type="checkbox"/> 紹介文書を記載した年月日 <input type="checkbox"/> 薬局利用者に関する情報 <input type="checkbox"/> 相談内容及び相談内容に関わる使用薬剤等がある場合にはその情報 <input type="checkbox"/> 紹介理由 <input type="checkbox"/> その他特筆すべき事項 【チェックポイント】 施行通知(p11-12:(2)④イ)の内容が記載されていること。 手順書の記載(Ⅰiv)と齟齬がないこと。
Ⅳ 地域の薬剤師会と密接な連携を取り、地域の行政機関及び医師会、歯科医師会、薬剤師会等が実施又は協力する健康の保持増進その他の各種事業等への参加実績又は参加予定が確認できる資料(事業の概要、参加人数、場所及び日時並びに当該薬局の薬剤師の参加内容などが分かるもの)	p12:(2)⑤	<input type="checkbox"/> 各種事業等の参加実績又は参加予定が確認できる資料 地域の行政機関及び医師会、歯科医師会、薬剤師会等が実施又は協力する健康の保持増進その他の各種事業等への参加実績又は参加予定が確認できること(事業の概要、参加人数、場所及び日時並びに当該薬局の薬剤師の参加内容などが分かるもの) 【チェックポイント】 取組例は施行通知(p12:(2)⑤ア)及び「疑義解釈資料の送付について(その3)」(厚生労働省保険局医療課通知)のとおり。 参加実績は概ね過去一年以内のもの、参加予定は概ね一年以内のものが望ましい。
Ⅴ 有効な健康サポート薬局に係る研修の研修修了証及び勤務体制が確認できる資料	p13:(3)⑥	<input type="checkbox"/> 研修修了証の写し <input type="checkbox"/> 勤務体制が確認できる資料 【チェックポイント】 研修修了証は、窓口にて原本照合が必要。 勤務体制は、かかりつけ薬局の基本的機能Ⅱの添付書類と重複可。 どの薬剤師が研修修了薬剤師かわかるように明示してあること。
Ⅵ Ⅵ. 個人情報に配慮した相談窓口を設置していることが確認できる写真等の資料	p13:(4)②	<input type="checkbox"/> 個人情報に配慮した相談窓口を設置していることが確認できる写真等の資料 【チェックポイント】 パーテーションの場合は設置の状況が確認できる写真、スピーチプライバシー装置の場合は装置のカタログや設置の状況が確認できる施工図面等が考えられる。 また、薬局の情報提供カウンターとの兼用可。
Ⅶ 薬局の外側に掲示予定のもの(健康サポート薬局、要指導医薬品等に関する助言や健康に関する相談を積極的に行っている旨)が確認できる資料	p13-14:(5)①	<input type="checkbox"/> 薬局の外側に掲示予定のもの(健康サポート薬局、要指導医薬品等に関する助言や健康に関する相談を積極的に行っている旨)が確認できる資料 【チェックポイント】 施行通知(p13-14:(5)①ア)の内容が確認できれば可。
Ⅷ 薬局の中で提示予定のもの(実施している健康サポートの具体的な内容)が確認できる資料	p14:(5)②	<input type="checkbox"/> 薬局の中で提示予定のもの(実施している健康サポートの具体的な内容)が確認できる資料 【チェックポイント】 施行通知(p13-14:(5)②ア)の内容が確認できれば可。
Ⅸ 要指導医薬品等の備蓄品目を薬効群毎に分類したリスト	p14-15:(6)①	<input type="checkbox"/> 要指導医薬品等の備蓄品目を薬効群毎に分類したリスト 【チェックポイント】 施行通知別紙2の薬効群毎に分類すること。 要指導医薬品等については、薬局において基本的な薬効群ごとに少なくとも1品目以上備えること。
Ⅹ 衛生材料及び介護用品等の備蓄品目リスト	p14-15:(6)①	<input type="checkbox"/> 衛生材料及び介護用品等の備蓄品目リスト 【チェックポイント】 衛生材料、介護用品については、薬局において少なくとも1品目以上備えること。
ⅩⅠ 開店している営業日、開店時間を記載した文書	p15-16:(7)③	<input type="checkbox"/> 開店している営業日、開店時間を記載した文書 地域の実情に応じて、平日の営業日には連続して開局し、かつ、土曜日又は日曜日のいずれかの曜日には4時間以上開局していること。
ⅩⅡ 要指導医薬品等及び健康食品等に関する助言や健康に関する相談に対応した対応内容の記録の様式が確認できる資料	p16:(8)①	<input type="checkbox"/> 要指導医薬品等及び健康食品等に関する助言や健康に関する相談に対応した対応内容の記録の様式が確認できる資料
ⅩⅢ 積極的な健康サポートの取組等の実績が確認できる資料(取組の概要、参加人数、場所及び日時等が分かるもの)	p16:(8)②	<input type="checkbox"/> 積極的な健康サポートの取組等の実績が確認できる資料(取組の概要、参加人数、場所及び日時等が分かるもの) 【チェックポイント】 過去一年以内の取組が一つ以上確認できること。
ⅩⅣ 薬局において取組を発信していること等の実績が確認できる資料(取組の概要等が分かるもの)	p16-17:(8)③	<input type="checkbox"/> 薬局において取組を発信していること等の実績が確認できる資料(取組の概要等が分かるもの) 【チェックポイント】 過去一年以内の取組の発信が一つ以上確認できること。
ⅩⅤ 国、地方自治体、関連学会等が作成する健康の保持増進に関するポスターの掲示やパンフレットの配布が確認できる資料	p17:(8)④	<input type="checkbox"/> 国、地方自治体、関連学会等が作成する健康の保持増進に関するポスターの掲示やパンフレットの配布が確認できる資料

(別紙2)

薬効群名
かぜ薬(内用)
解熱鎮痛薬
催眠鎮静薬
眠気防止薬
鎮うん薬(乗物酔防止薬、つわり用薬を含む。)
小児鎮静薬(小児五疳薬等)
その他の精神神経用薬
ヒスタミンH2 受容体拮抗剤含有薬
制酸薬
健胃薬
整腸薬
制酸・健胃・消化・整腸を2以上標榜するもの
胃腸鎮痛鎮けい薬
止瀉薬
瀉下薬(下剤)
浣腸薬
強心薬(センソ含有製剤等)
動脈硬化用薬(リノール酸、レシチン主薬製剤等)
その他の循環器・血液用薬
鎮咳去痰薬
含嗽薬
内用痔疾用剤、外用痔疾用剤
その他の泌尿生殖器官及び肛門用薬
ビタミン主薬製剤、ビタミンA 主薬製剤、ビタミンD 主薬製剤、ビタミンE 主薬製剤、ビタミン B1 主薬製剤、ビタミンB2 主薬製剤、ビタミンB6 主薬製剤、ビタミンC 主薬製剤、ビタミンAD 主薬製剤、ビタミン B2B6主薬製剤、ビタミンEC 主薬製剤、ビタミンB1B6B12 主薬製剤、ビタミン含有保健薬(ビタミン剤等)、カルシウム主薬製剤、タンパク・アミノ酸主薬製剤
その他の滋養強壮保健薬
婦人薬
その他の女性用薬
抗ヒスタミン薬主薬製剤
その他のアレルギー用薬
殺菌消毒薬(特殊絆創膏を含む)
しもやけ・あかざれ用薬
化膿性疾患用薬
鎮痛・鎮痒・収れん・消炎薬(パップ剤を含む)
みずむし・たむし用薬
皮膚軟化薬(吸出しを含む)
毛髪用薬(発毛、養毛、ふけ、かゆみ止め用薬等)
その他の外皮用薬
一般点眼薬、人工涙液、洗眼薬
抗菌性点眼薬
アレルギー用点眼薬
鼻炎用内服薬、鼻炎用点鼻薬
口腔咽喉薬(せき、たんを標榜しないローチ剤を含む)
口内炎用薬
歯痛・歯槽膿漏薬
禁煙補助剤
漢方製剤、生薬製剤(他の薬効群に属さない製剤)、生薬主薬製剤
消毒薬
殺虫薬